

ブラッシュアップ判例・裁決例  
【解説動画付】

# 会社代表者の妻（副社長）による 服飾品・宝飾品の購入と給与課税

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

第1審：大阪地裁平30（行ウ）第80号，令2・6・25判決（TAINS：Z270-13419）  
控訴審：大阪高裁令2（行コ）第110号，令3・4・15判決（TAINS：Z271-13550）  
上告審：最高裁二小令3・10・29決定（TAINS：Z271-13627）

Brush up  
point

本件は、会社代表者の妻である副社長が会社の資金を用いて購入した服飾品・宝飾品等の額が、副社長に対する給与等に該当するか否かが争われた事案である。第1審から上告審まで、すべて納税者の敗訴に終わったが、裁判所（大阪地裁）が下した判断のポイントは、次のとおりである。

- (1) 副社長が会長の妻であり、かつ、当該法人（X）の取締役であったこと、株式会社Fを通じてXの支配的株主であったことから、Xの代表者である会長は副社長が本件服飾品・宝飾品等の購入等のためにXの経費を自由に使用することを容認していたものと考えられる。
- (2) 本件服飾品等の内容をみると、高級ブランドの婦人服、婦人用の服飾雑貨等、女性用のものがほとんどであることが認められる。これらが交際費等として他人への贈答品であったとみるには、あまりに女性用のものに偏っていて不自然であることからすると、そのこと自体から、少なくとも本件服飾品等の多くは、副社長が自ら使用又は所有するために購入したものとみるのが自然である。本件宝飾品等の購入等は、副社長の個人的な購入であったと推認できる一方で、Xの事業のために行われたものとみるには、不自然な事情が重なっているとみざるを得ない。
- (3) 副社長が個人的な利用も含め、経費を自由に使用することができる立場にあり、その立場に基づいて本件各購入品等の購入等をしたことは、Xによって承認されていたといえるから、Xの意思に基づくものであったというべきである。そして、副社長が経費を使用して本件各購入品等の購入等を行うことができたのは、Xにおいて取締役副社長という地位及び権限を有していたからにほかならない。副社長が本件各購入品等の購入等によりその分の利益を得たことは、Xによる給与等に該当するというべきである。

## 【解説動画】

この記事については、著者が解説動画をYouTubeにアップしており、次のQRコードから視聴できます。是非、ご覧ください（50分）。  
<https://youtu.be/NeBi0RUaE4o>



## I 事実関係

納税者Xは、鋼材・古鉄・古非鉄金属等の売買・いわゆる鉄スクラップの卸売を主たる事業とする同族会社である。Xは、乙が明治42年に創業した会社で、乙の孫である甲（以下、「会長」という。）が昭和52年3月15日付けでXの代表取締役役に就任し、その後、本件係争期間を含め、継続してその地位にある。

丙（以下、「副社長」という。）は、会長甲の妻であり、平成3年7月20日付けでXの取締役に就任し、その後、本件係争期間を含め、継続して取締役副社長の地位にあった。その副社長がXの資金を用いて購入等をした服飾品、宝飾品等の額（副社長が、平成24年6月7日から平成26年12月15日までの間購入した服飾品、宝飾品等（以下、「本件各購入品等」という。）の総額は、約6億7000万円である。）を交際接待費等として処理し、平成25年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下、「平成25年12月課税期間」という。）及び平成26年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下、「平成26年12月課税期間」という。）の消費税等の各確定申告において、上記の購入等をした額を課税仕入れに係る支払対価の額に含めて控除対象仕入税額を計算していた（ただし、その後、その購入等の額の一部は副社長に対する貸付金（平成25年分は1億1393万4592円、平成26年分は2億0828万6711円）として処理するなどして課税仕入れに係る仕入対価の額から除外して修正申告をした。）。

これに対し処分行政庁Yは、それらの購入等は、Xから副社長に対する給与等に該当し、課税仕入れに該当しないなどとして、本件各課税期間の消費税等の各更正処分及びそれらに係る過少申告加算税の賦課決定処分をした。

また、Yは、Xに対し、その副社長がXの資金を用いて購入等をした服飾品、宝飾品等の額は給与等に該当するので、平成24年6月分、同年7月分及び同年10月分から同年12月分までの各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分並びに平成25年1月分から平成26年12月分までの各月分の源泉所得等納税告知処分並びにそれらに係る不納付加算税の賦課決定処分をした。

これらの処分を不服としたXは、所定の手続きを経て、本訴に至った。

## II 主たる争点と当事者の主張

本件の争点はいくつかあるが、本稿では、副社長の本件各購入品等の各購入等の額が副社長に対する給与等に該当するか否かという問題についてだけ取り上げる。消費税の課税仕入れ該当性の問題については省略する。以下、当事者の主張を掲げると、次のとおりである。

納税者の主張	税務当局の主張
<p>(1) 本件服飾品、宝飾品等について</p> <p>① Xにおける副社長の職責・役割は、販路開拓及び商機獲得のための異業種の経営者等との交流及び交際であり、異業種の経営者、役員、その親族等に対する贈答品の選定及び購入は、副社長の担当業務であった。Xの経営方針として、「損が先、利益は後」というものがあり、この経営方針のもと、長期的には異業種分野にも進出することができ、順調に売上げを伸ばしてきた。異業種の人材との交流による商機の拡大のため、目先の見返りを考えることのない贈答による交際もその一環であった。</p> <p>② 副社長による本件服飾品等の購入は、X名義のカードを使用してなされ、Xの支出によるものであった。そして、副社長は、その担当業務として、本件各購入品等の選定及び購入を行った。副社長は、自らの業務として、Xの機関として、本件服飾品等の購入をしたにすぎない。</p> <p>③ 副社長は、Xのために、非常時に売却をも予定する資産性の高い棚卸資産又は商品として、本件宝飾品等を購入した。本件宝飾品等は、副社長が一人で利用できる量ではなく、個人のものとして購入したとすれば量が多すぎ、経験則に反する。</p> <p>④ 本件各購入品等の額が副社長の給与に該当するというのであれば、その立証がされなければならない。副社長が本件各購入品等を「個人的に購入した」ことを認定するに足りる証拠が必要となる。ところが、Yは、本件税務調査において、副社長の自宅を調査せず、本件各購入品等が存在しないことを確認しなかった。そのような確認がされれば、副社長が利益を得ていたことの認定を阻害する事実が確認されたはずである。</p> <p>⑤ 給与の源泉徴収義務は、給与の支払ごとに納税義務が成立し、それと同時に税額が確定するから、本件各購入品等については、一つ一つの事実認定がされるべきである。Yは、本件各購入品等のうち、副社長が仕立て直しをした着物や副社長の指の大きさに合わせて加工した宝飾品の存在を間接事実として本件各購入品等の全ての立証をしようとしているが、上記の着物や宝飾品は、Xがその営業及び交際のために副社長に使用することを認めていたにすぎないし、また、それらは本件各購入品等のうちのわずか100分の1以下の点数にすぎない。そして、本件各購入品等の中には、紳士腕時計、紳士服、馬具、子供服等、明らかに副社長が個人的に使用するために購入したものではないものが含まれているが、副社長がこれらの購入により利益を得たことについての具体的な立証もされていない。</p> <p>⑥ 会長及び副社長は、本件税務調査において、本件各購入品等の贈答先を明らかにできない旨回答したが、それを明らかにすると贈答先に多大な迷惑が生じ得ると考えたからにすぎず、副社長が利益を得ていたからではない。</p>	<p>(1) 本件服飾品、宝飾品等について</p> <p>① 本件服飾品等は婦人服、呉服、婦人靴、婦人用の服飾雑貨等が多数を占めていたこと、②副社長は、本件の調査担当者に対し、少なくとも、「M」や「C」で購入したものの、呉服、バッグは自分の所有物であること、本件服飾品等については自宅に保管されていること、必要なくなったものは友人に贈っていることを認める供述をしていること、③Xは、本件服飾品等は副社長の個人的な購入によるものである旨認めていたこと、④本件宝飾品等には、副社長の希望するデザインや副社長のサイズに合わせて製作されたダイヤモンドリングが含まれているのであって、副社長は、自身のお好みに合わせて本件宝飾品等を購入しており、しかも、少なくともその一部を着用していたこと、⑤副社長は、本件宝飾品等を、卸売価格ではなく一般消費者に対する小売価格で百貨店から購入していたこと、⑥Xは、本件宝飾品等について、商品としての棚卸等の実施や在庫表、資産管理台帳、販売に係る事業計画等の作成をしておらず、また、本件税務調査を通じ、商品として管理を行わず交際接待費として計上していたことについて合理的な理由の説明をしなかったこと、⑦本件宝飾品等の保管場所は副社長の自宅であり、また、その一部は購入時のケースには入れられておらず、引き出し内に多数を並べて保管されていたこと、⑧少なくとも本件各事業年度において、Xにおける宝飾等の販売実績は1回もないこと、⑨Xのホームページにおいても、宝飾等の販売については、Xの事業内容として公表されていなかったこと、⑩Xは、当初、本件服飾品・宝飾品等の額を交際接待費に計上していたが、本件服飾品・宝飾品等の贈答年月日、贈答先名等の記載がある書類を作成しておらず、本件税務調査を通じ、贈答先等の具体的内容を一切明らかにしなかったこと、⑪Xは本件税務調査において、交際接待費等について、使用内容を福利厚生費等の経費、交際費、償却資産、非償却資産及び個人的使用の形態に分けて考えたい旨の説明をし、更にその後、内容別に6つに区分した上で、個人的使用分については「5 仮払金（私的分）」と経理処理すべきであったなどと説明し、「貸付金」に振り替えて経理処理したこと、⑫Xが副社長から金銭借入証書の提出を受けたとするのは、本件期間よりも後の平成27年12月3日であること、⑬会長は、平成27年10月以前に2回ほど、副社長が本件服飾品等や本件宝飾品等の一部を購入していた購入先の外商担当者に対し、副社長に商品を販売しないように要請していたこと、⑭本件税務調査の前回及び前々回の税務調査においても、本件服飾品等や本件宝飾品等と同様の内容を含む副社長による購入等があり、これが副社長に対する給与等に該当するものとして、源泉所得税の納税告知処分が行われたこと、がそれぞれ認められる。</p>

これに加え、Xが、本件税務調査を受けて、交際接待費等を副社長に対する貸付金とする振替経理処理を行ったことは、給与課税を免れるための工作であったことがうかがわれることなどからすれば、本件服飾品等の購入等は、Xの事業のために行われたものとは到底認められず、いずれも副社長の個人的な購入等であって、Xから経済的利益の供による利得を得たものというべきである。

(2) 給与等に該当する要件等

(ア) 給与所得を認定するためには、客観的な経済的な利益の移転では足りず、支払う者と支払を受ける者との間の一定の関係性が不可欠であり、利益移転の原因についての意思又は認識が必要というべきである。

所得税法183条1項は、「給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し」などと規定しているから、「給与等の支払をする者」において、「支払」の認識が必要であるのは当然である。給与等として認定するためには、法人としての認識として、利益を供与する意思が必要であることはいうまでもない。

所得税の源泉徴収制度は、申告納税制度を補完するもので、本来の納税義務者でない源泉徴収義務者に納税義務を課すものであるから、過重な負担を課すことは合理性を欠き、かかる義務を課す前提として、納税義務者において、徴収する金額等が予測可能であり、徴収可能であることが必要となる。よって、「給与、報酬」として徴収義務を課すためには、一義的にその支払金額が明らかであり、徴収義務者において支払の認識があることが必要である。

(イ) 法人の代表者が横領した事案において、代表者が得た利益が給与等に該当するとした裁判例があるが、これは、代表者が、その意思及び行為が法人の意思及び行為として認められる程度に法人を包括的に支配している場合には、代表者がその権限を濫用して利益を得たことをもって、法人が代表者に利益を与えたと評価することができるからである。

Yは、法人の代表者ではない役員が法人の利益を得た場合でも、代表者が容認しているときには、その利益の給与該当性が認められると主張するが、そのような容認では足りないことは明らかであり、法人の意思が代表者の意思と評価することができるほどの支配性と明確な利益供与の意思が必要である。

(3) 本件への当てはめ

(ア) Xは、本件各購入品等について、決算報告書において「販売費及び一般管理費」における「交際接待費」として計上し、株主総会で決算の承認を得ているのであって、Xの本件各購入品等についての認識は、「交際接待費」であった。そして、Xは、法人税等の確定申告において、それらの額を損金の額に算入していなかったところ、これは、原告が課税所

(2) 給与等に該当する要件等

(ア) 給与所得とは、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価としての使用者から受ける給付をいう（最高裁判所昭和56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672頁）。ただし、所得税法上の給与所得の概念は包括的なものであることからすれば、給与所得の対象となる給与等は、労務の直接的な対価にのみ限定されるのではなく、その勤労者たる地位に基づいて使用者から支給される金銭的給付なども含まれているものとして観念されるべきである（最高裁判所昭和37年8月10日第二小法廷判決・民集16巻8号1749頁）。また、給与所得は、金銭の形を取る必要はなく、金銭以外の資産又は経済的利益の供も含む概念であるというべきである（最高裁判所平成27年10月8日第一小法廷判決・裁判集民事251号1頁。以下「平成27年最高裁判決」という。）。

(イ) 法人の役員が役員提供の内容が極めて包括的かつ広範で法人の業務全般に及ぶものであり、役員に就任していること自体（地位）によって法人に貢献することも含まれることなどからすると、法人の役員が実質的にその法人資産を自由に処分し得る地位及び権限を有していると認められる事情があり、当該役員がその意思に基づき、経理上、給与等の外形によらず法人から利益を得ており、かつ、当該役員がその利益を得る点などからすると、法人経営の実権を掌握し法人を実質的に支配している法人代表者等も容認しているような場合には、当該役員が得た利益は、その利益の取得が法人からみて純然たる第三者との取引ともいうべき態様によるものであるなどの特段の事情がない限り、当該役員の地位及び権限に基づいて当該法人から当該役員に移転したものと推測することができ、所得税法28条1項に規定する給与等に該当すると解するのが相当である。

そして、この判断枠組みは、法人から利益を受けた役員が当該法人の代表者であることや法人経営の実権を掌握していることは必須でない。

(3) 本件への当てはめ

(ア) 副社長は、Xの実質的な筆頭株主であり、取締役副社長でもあって、かつ会長の妻でもあるなど、法律上・事実上のXに対する支配力を有する地位を占めていたことを背景に、その取り扱う経費については、使途や購入品目等の具体的内容について会長を含むXの役員及び従業員の誰からもその内容を確認されることがないままに、自由に購入品等を購入

得を軽減することを意図していなかったことを意味している。よって、Xは、本件各購入品等の購入等を通じて副社長に利益を供与する認識はなかった。(イ) Xの株主には、取引先の法人も含まれており、株主総会も開催されて会長がXの代表者として質問に答えるなどしていたこと、会長がXの代表者として経理書類について伝票類を含めてチェックしていたことからすると、副社長がXの資産を自由に処分し得る地位を有するほどXを支配していたとは認められず、Xが副社長に利益を供与する意思もなかった。副社長は、Xを支配したり、Xの資産を自由に処分したりできる地位及び権限を有してはいなかった。

なお、会長は全ての経理書類をチェックしていたこと、副社長は会長に対し贈答した商品の報告をしていたこと、会長からも副社長に贈答品について確認したことがあったこと、会長は贈答品がXの業績につながっているかの検証を行っていたこと、本件宝飾品等は、副社長の私物とは区別して保管していること、副社長の私物としての購入を認めたものではないからこそ、Xが税務当局からの指摘を受けて、本件宝飾品等について貸付金として処理し、本件宝飾品等についてはXの商品として処理したことからすると、会長は、副社長が個人的な私物として購入等をするを容認していたとも認められない。

(ウ) 本件各購入品等のための支出は、使途秘匿金の支出に当たるものとして、租税特別措置法62条に基づく使途秘匿金課税の対象として課税がされるべきであった。Yは、本件各購入品等について、安易に給与等に該当すると認定して本件各処分をしたのである。以上のとおり、仮に、副社長が本件各購入品等の購入等により利益を得ていたとしても、その利益は給与等に該当しない。

するなどして使用することができたのであって、実質的にその法人資産を自由に処分し得る地位及び権限を有していたことが認められる。

(イ) そして、副社長がその利益を得ることについて、Xの経営の実権を掌握しXを実質的に支配している会長も容認していた。これは、Xが副社長の3億2732万円余りもの多額の宝飾品等や「きもの悉皆」、フランス旅行費用など、会長が交際接待費等に該当しないと容易に認識できたはずの支出についても交際接待費等として経理処理を行ってきたこと、会長又はXの行動は、副社長による本件各購入品等の購入等の内容がXの事業関係者への贈答として問題がないと仮定するならば、極めて不自然なものであることに加え、Xは本件宝飾品等の購入額について副社長に実質的には返済をさせていないことから認められる。

(ウ) 以上のとおり、副社長は、Xが負担することを前提とした購入等を通じて、実質的にその法人資産を自由に処分し得る地位及び権限を有しており、当該地位及び権限を利用して、その意思に基づき、Xの負担において本件各購入品等の購入等を行うことにより、経理上、給与等の外形によらず、Xから利益を得ていた。そして、副社長が当該利益を得ることについては、Xの経営の実権を掌握しXを実質的に支配している会長も容認していた。

したがって、本件各購入品等に係る各購入等の額は、いずれも副社長の地位及び権限に基づいてXから副社長に移転したものと推認することができ、その利益の取得が原告から見て純然たる第三者との取引ともいふべき態様によるなどの特段の事情も何ら存しないから、Xから副社長に対する給与等に該当する。

のようにXの経費を自由に使用することができる立場にあったことを裏付けるものといえる。』  
〔2〕次に、本件服飾品等については、「本件服飾品等の内容をみると、高級ブランドの婦人服、呉服、婦人靴、婦人用の服飾雑貨等、女性用のものがほとんどであることが認められる。これらが他人への贈答品であったとするとみるには、あまりに女性用のものに偏っていて不自然であることからすると、そのこと自体から、少なくとも本件服飾品等の多くは、副社長が自ら使用又は所有するために購入したものとみるのが自然である。」とした。

また、本件税務調査において指摘を受けたことから、本件服飾品等の購入代金を副社長に対する貸付金と処理したことについても、「金銭借用証書の交付を受けるなどしているが、他方で、副社長の役員報酬額を増額し・・・副社長に実質的な負担をさせないようにしている。このことは、Xにおいても、本件訴訟において、『交際接待費による処理が認められないからやむを得ず貸付金としているにすぎないのであって、Xとしても実際に副社長に返済させるつもりはない。』と主張していることからみても明らかである。このことからみても、そもそも本件服飾品等の購入費用の支出が副社長に対する貸付けの実質を具備していなかったことは明らかである。」とした。「以上より、本件服飾品等の購入等について、Xのための交際接待費として認められるものはなく、いずれも副社長の個人的な購入のためにされたものと認められるから、副社長は、本件服飾品等の購入等により、その分の利益をXから得たものと認められる。」

次に、本件宝飾品等については、「本件宝飾品等には、副社長の希望するデザインや副社長のサイズに合わせて製作されたダイヤモンドリングが含まれ、副社長は、少なくともその一部を着用していたことが認められる・・・また、副社長は、本件宝飾品等を百貨店において一般の小売価格で購入し・・・いずれも副社長が会長と二人で居住する社宅に保管しており、しかもその一部は購入時のケースから取り出して専用の引き出し内に一覧できる形で保管されていたのであり・・・副社長の本件宝飾品等の購入は、個人的な購入であったものと推認することができる。」とした。

なお、Xは、資産性の高い棚卸資産又は商品として本件宝飾品等を購入していた旨を主張したが、「Xは、本件宝飾品等について、棚卸等の実施や在庫表、資産管理台帳、販売に係る事業計画等の作成をしていなかったものであり・・・本件宝飾品等をXの資産又は商品として取り扱っていた形跡は全くうかがえない。」とし、本件宝飾品等の購入等は、副社長の個人的な購入であったと推認できる一方で、Xの事業のために行われたものとみるには不自然な事情が重なっているとみざるを得ず、上記推認を覆すものとはいえないと判示した。

〔3〕次に、副社長が本件各購入品等の購入等により利益を得たことをもって、給与等に該当するといえるか否かについては、次にとおり判示した。「副社長が個人的な利用も含め、経費を自由に使用することができる立場にあり、その立場に基づいて本件各購入品等の購入等をしたことは、Xによって承認されていたといえるから、Xの意思に基づくものであったといふべきである。そして、副社長が上記のとおり経費を使用して本件各購入品等の購入等をするのができたのは、Xにおいて取締役副社長という地位及び権限を有していたからにほかならない。

### III 判決の要旨

〔1〕はじめに大阪地裁は、副社長の権限等について、次のとおり判示した。「前記認定事実・・・のとおり、副社長が経費を支出する場合には、通常必要とされる事前の許可や事後の確認の手続は必要とされず、上限金額も定められておらず、副社長が検印したものは全て経費として認められていた。これは、副社長が会長の妻であり、かつ、Xの取締役であったこと、株式会社Fを通じてXの支配的株主であったことから、Xの代表者である会長は副社長が本件各購入品等の購入等のためにXの経費を自由に使用することを容認していたものと考えられる。これに関し、会長は、I神戸店の外商担当者に対し、副社長に商品を販売しないよう要請したことがあったところ・・・本人尋問においてその理由について問われると、交際費が多いと考えたからである旨を供述するほか、副社長にも（商品を購入しないよう）言っているが、感覚の違いで理解されない旨を供述していることからすると（X代表者）、会長は、副社長に対し、Xの経費の使用を制限することができなかつたことがうかがわれるのであって、副社長が上記

また、給与所得は、金銭の形を取る必要はなく、金銭以外の資産又は経済的利益の供与を含む概念であるというべきであるから（平成27年最高裁判決参照）、副社長が本件各購入品等の購入等によりその分の利益を得たことは、Xによる給与等に該当するというべきである。」

なお、Xは、給与課税については、法人の認識として、利益を供与する意思が必要であり、代表者が容認していただければ足りないと主張するが、「個人的な購入の性質を有する副社長による本件購入品等の購入等のための代金の支出を会長が容認していた事実が認められるのであり、供与者における認識として欠けるところはないというべきである。」とし、また、使途秘匿金の支出に当たるものとして課税がされるべきであるという点については、「副社長が本件各購入品等によりその分の利益を得たことが給与等に該当するとされる以上、使途秘匿金と課税上の扱いを異にすることに何ら不合理な点はないというべきであり、その主張を採用することはできない。」と切り捨てた。

以上、本件服飾品・宝飾品等の購入等は、副社長が個人的に行い、その分の利益を得たものであり、給与等と認められるのが相当であるとした。

〔4〕なお、第1審で敗訴したXは控訴したが、控訴審でも敗訴し、さらに上告するが、最高裁では、棄却・不受理とされ、納税者敗訴が確定した。

#### IV 解説

〔1〕本件は、同族会社ならではの案件で、まったくお粗末な経理処理であり、まさに副社長の地位及び権限の“濫用”としかいえない事案である。その意味では、あまり解説のいらぬ事件といえる。

筆者は交際費の研究を長年行ってきたが、このような個人的費目の付け替えは、交際費に対する一種の冒涇であり、企業経費の損金性を全く理解しない納税者Xに、なんら同情の余地はない。

本件は事実認定の問題であるが、裁判所も認定しているとおり、「会長は、I神戸店の外商担当者に対し、副社長に商品を販売しないよう要請したことがあった・・・副社長にも（商品を購入しないよう）言っているが、感覚の違いで理解されない旨を供述」している点からすると、あるいは副社長はいわゆる「買い物依存症」の傾向にあったのかもしれない、その支出に対するコントロールができない状況であったのかもしれない。社会通念上、通常の経営者の感覚からして、2事業年度半の間に、本来の業務とは無関係な服飾品・宝飾品等に対して約6億7000万円の支出を行うことは、異常としかいえないのである。夫である会長、会社としてのXは、法人の企業会計として、副社長の支出を別個に取り扱わなければならなかった。これに対しXは、「交際接待費による処理が認められないからやむを得ず貸付金としているにすぎないのであって、Xとしても実際に副社長に返済させるつもりはない。」と陳述している点にいみじくも表れているように、Xは企業体質の改善を図るべきである。

また、この手の事案では、安易に貸付金処理をする傾向が実務にはあるが、今回、大阪地裁

が、「本件服飾品等の購入費用の支出が副社長に対する貸付けの実質を具備していなかったことは明らかである。」と、明確にこれを切り捨てたことは意義があり、実務界はこのような仮装の手段をそろそろ放棄しなければならない。

〔2〕ただし、いわゆる認定給与と源泉徴収の関係については、Xの見解に傾聴すべき点があり、これは筆者が過去に何度も主張している点である。すなわち、給与とは、そもそも役務提供に対する対価であり、その支出につき、支払者が、その支払いにつき知悉しているものでなければならず、後日、認定給与として費目の付け替えにより、給与と認定されたものにつき、源泉徴収義務があったとしてその支払者に責任を問うことは、本来、所得税法183条1項の適用外であるという主張である。Xは、本訴において、「(源泉徴収とは) 本来の納税義務者でない源泉徴収義務者に納税義務を課すものであるから、過重な負担を課すことは合理性を欠き、かかる義務を課す前提として、納税義務者において、徴収する金額等が予測可能であり、徴収可能であることが必要となる。よって、『給与、報酬』として徴収義務を課すためには、一義的にその支払金額が明らかであり、徴収義務者において支払の認識があることが必要である。」と主張したが、この点については首肯する。

しかし、横領金をめぐる「八幡福祉協会事件」（最高裁二小平成16年10月2日決定）以後、当該役員の当該法人における地位、権限、実質的な支配権による金員・経済的利益の移動は、当該法人から役員に与えられた利益とみなされ、給与所得該当性が是認されるようになり、その後の判決例も「役員としての地位、権限」を給与所得の判定要因として当然のように取り扱ってきた。本件はまさにその好個の事案であるといえる。

ただし、給与の本質論や、源泉徴収のあり方を考えると、役務の対価性のない役員に対する経済的利益の移動は、上記源泉徴収の問題点を考えると、本来、一時所得と考えるべきであると私考する。

【わたなべ・みつる】